

社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第23号

社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例（平成30年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第 2 条、第 3 条関係）				別表（第 2 条、第 3 条関係）			
社会福祉施設等	法律の規定	要件及び基準	法令等	社会福祉施設等	法律の規定	要件及び基準	法令等
				<u>1 一時保護施設（児童福祉法第12条の 4 第 1 項に規定する一時保護施設をいう。以下同じ。）</u>	<u>児童福祉法第12条の 4 第 2 項</u>	<u>一時保護施設の設備及び運営に関する基準</u>	<u>一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和 6 年内閣府令第27号）</u>
<u>1</u> [略]	[略]			<u>1 の 2</u> [略]	[略]		
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の 4 第 1 項に規定する一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制に係る基準については、令和11年 3 月 31 日までの間は、この条例による改正後の社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例第 3 条の規定は適用せず、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第42条及び第46条に定める基準によるものとする。